

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

【関西広域連合のおもな対応等】

令和 2 年

- 1 月 2 8 日 ・ 関西（奈良県）で初めて陽性者を確認
・ 「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策準備室」を設置
- 2 月 2 0 日 ・ （検査の広域連携）
和歌山県からの要請に伴い、大阪府が 1 5 0 検体の検査を受け入れ
- 3 月 1 0 日 ・ （医療資器材の広域融通調整）
京都市からの要請に伴い、鳥取県からサージカルマスクを 1 万枚支援
- 3 月 1 5 日 ・ 第 1 回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
広域的な医療連携、特措法に基づく要請が必要になった場合に備えた広域調整を検討
- 3 月 1 9 日 ・ （国への要望・提案）
「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」
適切な医療実施体制の確保、水際対策の強化などを要望
- 3 月 2 6 日 ・ 第 2 回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
感染状況や医療体制等の情報共有、水際対策の強化などを協議
- 3 月 2 7 日 ・ （国への要望・提案）
「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」
水際対策の強化、大胆かつ柔軟な経済対策の実施などを要望
- 4 月 7 日 ・ 7 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象に緊急
事態宣言が発令
- 4 月 8 日 ・ 第 3 回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせを協議
「関西・外出しない宣言」を発出
- 4 月 1 6 日 ・ 全国へ緊急事態宣言が拡大
- 4 月 2 3 日 ・ 第 4 回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
「関西・GW も外出しない宣言」を発出
・ （国への要望・提案）
「新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案」
医療体制の確保、効果的な休業要請のための事業者等への支援などを提案
- 4 月 2 7 日 ・ （経済界との連携）
関西経済連合会等へ医療物資・資器材の増産及び流通拡大を依頼
会員企業から、増産・流通拡大にとどまらず、多数の物資を受領
- 5 月 4 日 ・ 緊急事態宣言が 5 月 3 1 日まで延長
- 5 月 1 2 日 ・ （医療資器材の広域融通調整）
滋賀県及び兵庫県に鳥取県からフェイスシールドを 2, 4 0 0 枚支援
- 5 月 2 1 日 ・ 関西全域で緊急事態宣言解除

- 5月25日 ・ 全都道府県で緊急事態宣言解除
- 5月28日 ・ 第5回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を発出
- 7月 4日 ・ 第6回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて」等の検討
- 7月22日 ・ 第7回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
第1波における対応の総括、次なる波への取組の方向性などを協議
「関西・コロナ「次なる波」抑止宣言」を発出
- 8月27日 ・ 第8回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて」の策定
「関西・クラスター撲滅宣言」を発出
・ (国への要望・提案)
「国における二類感染症からの見直しについて」
国における二類感染症からの見直しの慎重な検討を求めることを提案
- 9月 ・ (経済界との連携)
関西経済連合会が創設した「関西・新型コロナウイルス医療体制支援基金」を通じ、構成府県市の医療体制強化のための寄付を受領
- 9月22日 ・ 第9回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
「関西・イベント時の感染防止宣言」、「コロナ禍でも台風時には避難行動を！」を発出
- 10月29日 ・ 第10回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
発生状況、検査・医療体制の情報共有等
- 11月19日 ・ 第11回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
「関西・年末感染防止徹底宣言」を発出
- 12月 ・ (医療専門人材の広域融通調整)
大阪府からの要請に伴い、構成府県から15名の看護師を「大阪コロナ重症センター」に派遣、また、構成府県から7名の保健師、薬剤師等を派遣
- 12月19日 ・ 第12回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
「関西・年末年始緊急宣言」を発出
- 令和3年
- 1月 5日 ・ 第13回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
「関西・府県民緊急行動宣言」を発出
・ (国への要望・提案)
「新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言」
特措法・感染症法の改正などについて提言
- 1月 8日 ・ 4都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）対象に緊急事態宣言を発令
- 1月14日 ・ 7府県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）に緊急事態宣言を追加発令
- 1月28日 ・ 第14回「関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催
「関西・みんなでがんばろう宣言」を発出

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 感染者の現状

1月24日0:00時点

区 分			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
新規感染患者数			1,936	7,644	41,033	15,210	2,833	975	195	363	70,189	100
内 訳	1/28～6/15		100	360	1,787	699	92	63	3	5	3,109	4.4
	6/15～10/24		437	1,611	10,189	2,426	533	207	32	159	15,594	22.2
	10/25～		1,399	5,673	29,057	12,085	2,208	705	160	199	51,486	73.4
全療養者			396	1,416	6,137	2,164	399	145	41	116	10,814	15.4
内 訳	入 院	重症 ※1	12	16	174	59	11	1		1	274	0.4
		中等症・ 軽症・無 症状	158	253	1,027	510	213	144	39	82	2,426	3.5
	自宅療養		52	811	2,377						3,240	4.6
	宿泊療養		157	145	1,109	471	129		2	33	2,046	2.9
	調整中		17	191	1,450	1,124	46				2,828	4.0
	退院			1,514	6,126	34,070	12,692	2,400	818	152	238	58,010
死亡			26	102	826	351	34	12	2	12	1,365	1.9

※1 京都府は重症者について独自に人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な方を計上。

2. 感染経路（10月25日以降 ※2）

1月24日0:00時点

区 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	48	254	82	225	264	15	32		920	1.8
家族	443	1,430	3,408※3	2,876	583	186	34	18	8,978	17.4
医療施設	81	245	1,505	1,446	40	14			3,331	6.5
社会福祉施設	73	311	1,938	970	161	38	13	50	3,554	6.9
学校	24	194	347	256	39	13		41	914	1.8
職場（上記以外）	72	340	166	644	194	72	10	26	1,524	3.0
濃厚接触者等（上記以外）	257	541	6,311	654	108	249	35	64	8,219	16.0
感染経路不明（調査中含む）	401	2,358	15,300	5,014	819	118	36		24,046	46.7
合計	1,399	5,673	29,057	12,085	2,208	705	160	199	51,486	100

※2 10月25日とは、それまでの小康状態(80人前後)から、新たな継続的増加が見られるようになった日

※3 1月11日時点

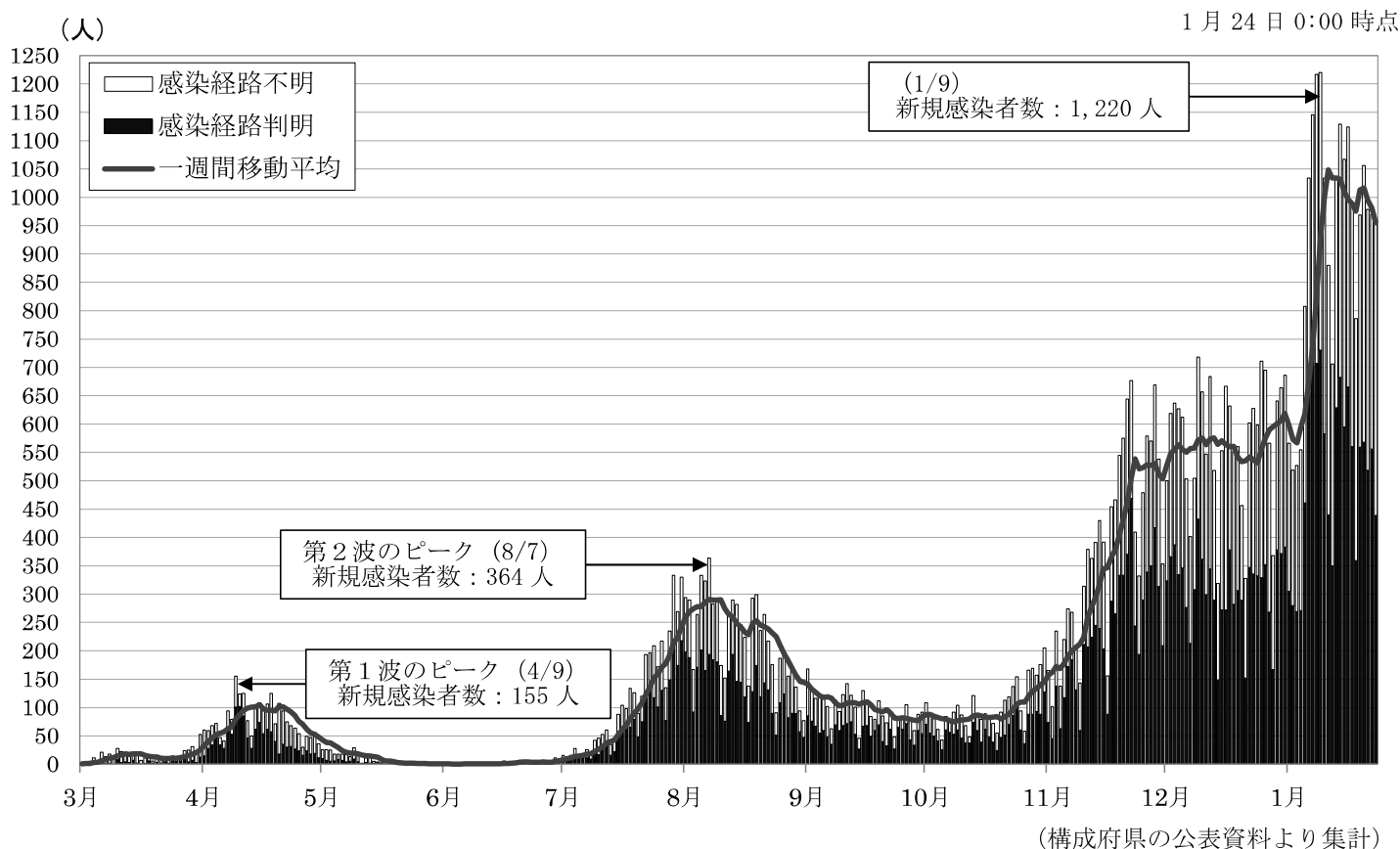
参考（6月16日～10月24日まで ※4）

10月25日0:00時点

区 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	23	242	45	120	149	35	3	22	639	4.1
家族	67	341	1,295	362	76	58		17	2,216	14.2
医療施設	41	89	373	78	9	2		13	605	3.9
社会福祉施設	65	50	397	89	10	2		26	639	4.1
学校	15	91	69	63	69	3		18	328	2.1
職場（上記以外）	15	87		163	52	19	2	31	369	2.4
濃厚接触者等（上記以外）	109	105	1,514	492	43	74	20	4	2,361	15.1
感染経路不明（調査中含む）	102	606	6,496	1,059	125	14	7	28	8,437	54.1
合計	437	1,611	10,189	2,426	533	207	32	159	15,594	100

※4 6月16日とは、それまで0～2人で推移していた感染者数が、この日以降継続的な増加が見られるようになった日

3. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移



4. 関西圏域におけるステージ(※5)判断指標の状況

1月24日 0:00 時点

府県	人口 (千人)	医療提供体制					監視体制 PCR検査 陽性率	感染状況		
		全体病床		重症病床		療養者数 (対人口 10万人)		直近1週 間の陽性 者数(対人 口10万人)	陽性者数 の前週比	感染経路 不明者の 割合
		確保病床 使用率	確保想定 病床使用 率	確保病床使 用率	確保想定 病床使用 率					
滋賀県	1,414	48.7%	48.7%	27.9%	19.4%	28.0	8.7%	14.7	1.00	26.4%
京都府	2,583	37.4%	37.4%	18.6%	18.6%	54.8	13.8%	35.7	0.99	36.6%
大阪府	8,809	71.2%	71.2%	59.6%	59.6%	70.0	7.5%	38.6	0.92	51.8%
兵庫県	5,466	75.3%	75.3%	50.9%	49.2%	39.6	10.0%	31.0	1.00	39.2%
奈良県	1,330	60.5%	44.8%	39.3%	39.3%	30.0	8.2%	20.2	1.06	37.2%
和歌山県	925	36.3%	36.3%	2.5%	2.5%	15.7	9.2%	13.3	1.18	15.4%
鳥取県	556	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	7.4	1.9%	2.5	0.00	14.3%
徳島県	728	41.5%	41.5%	4.0%	4.0%	15.9	6.0%	9.9	1.16	8.3%
関西計	21,811	56.4%	54.9%	43.6%	42.4%	49.7	8.6%	30.7	0.96	43.9%

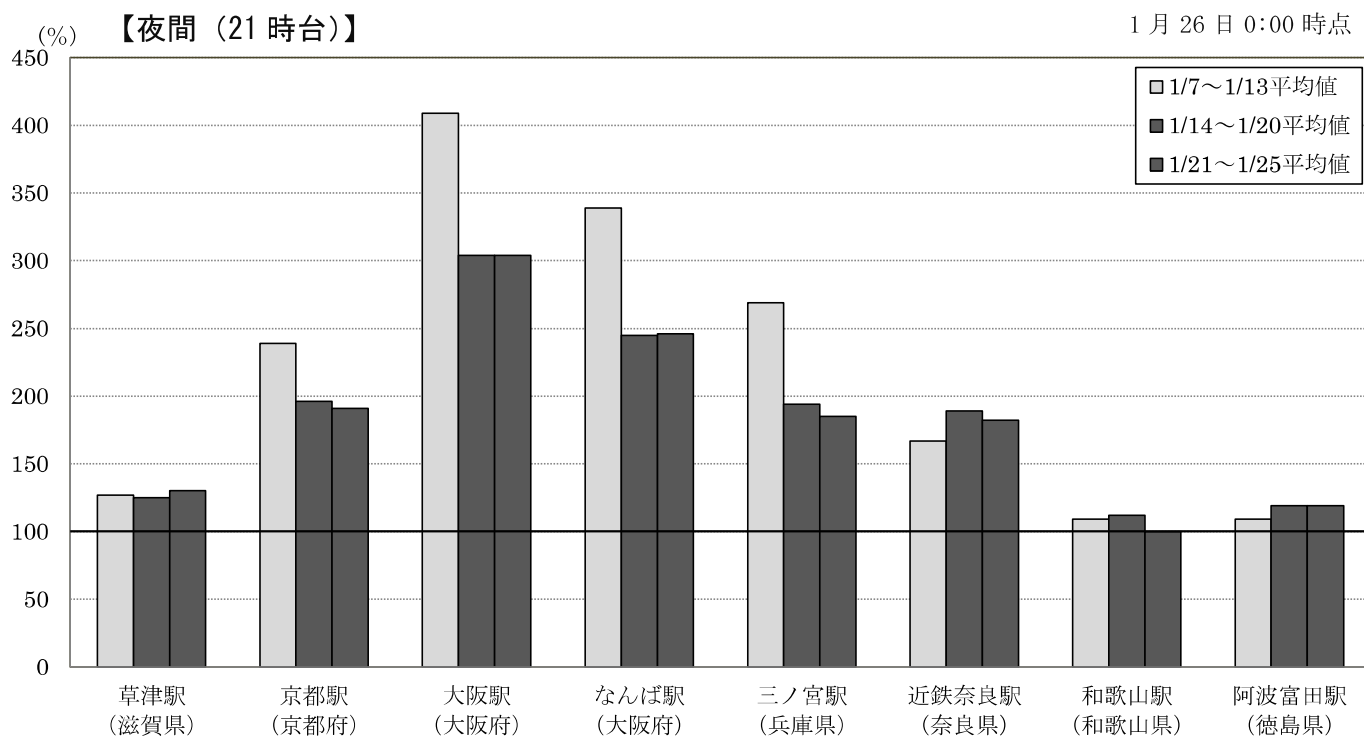
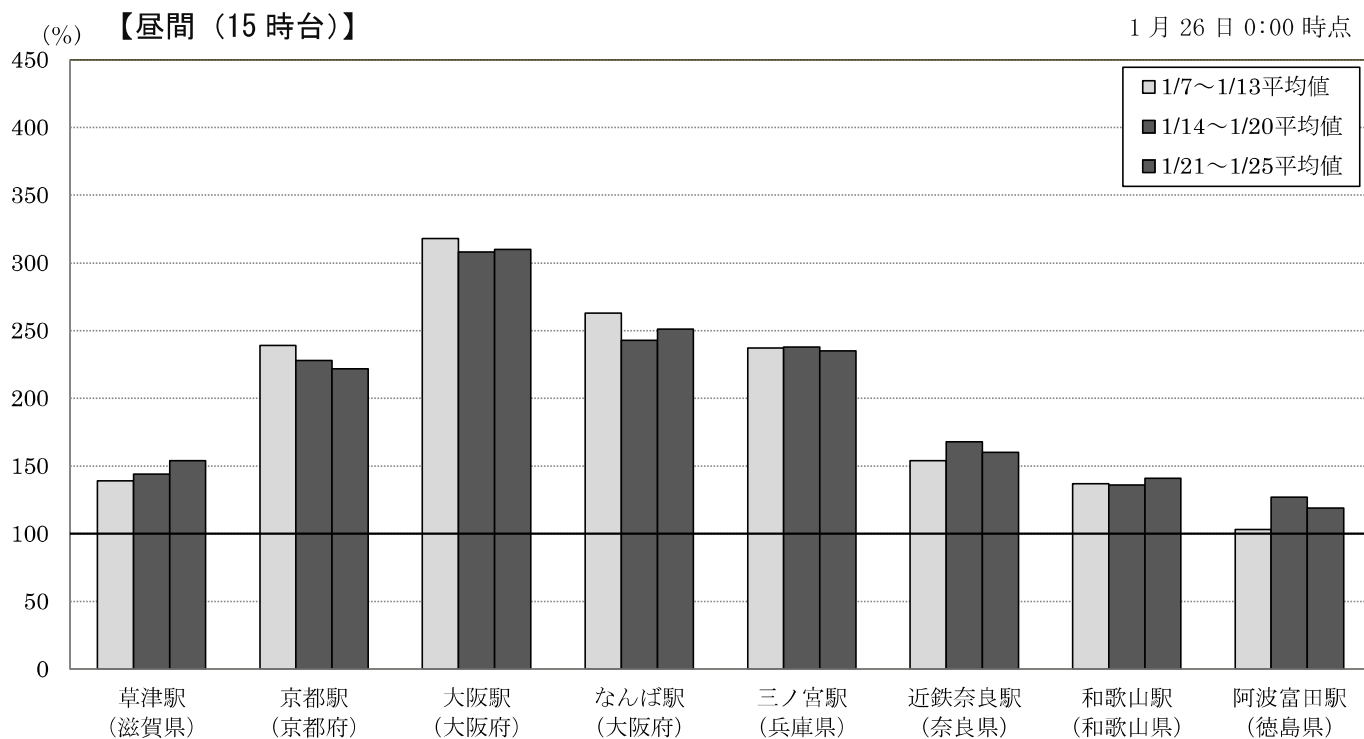
〈ステージ判断基準〉

ステージⅢ(感染急増)	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	1倍超	50%
ステージⅣ(感染爆発)	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	25人以上	10%	25人以上	1倍超	50%

※5 ステージは、ステージⅠ(感染ゼロ・散発)、ステージⅡ(感染漸増)を合わせた4段階

(出所) 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会

5. 関西圏主要駅の人流変化分析（前回の緊急事態宣言時を 100%とした場合※6）

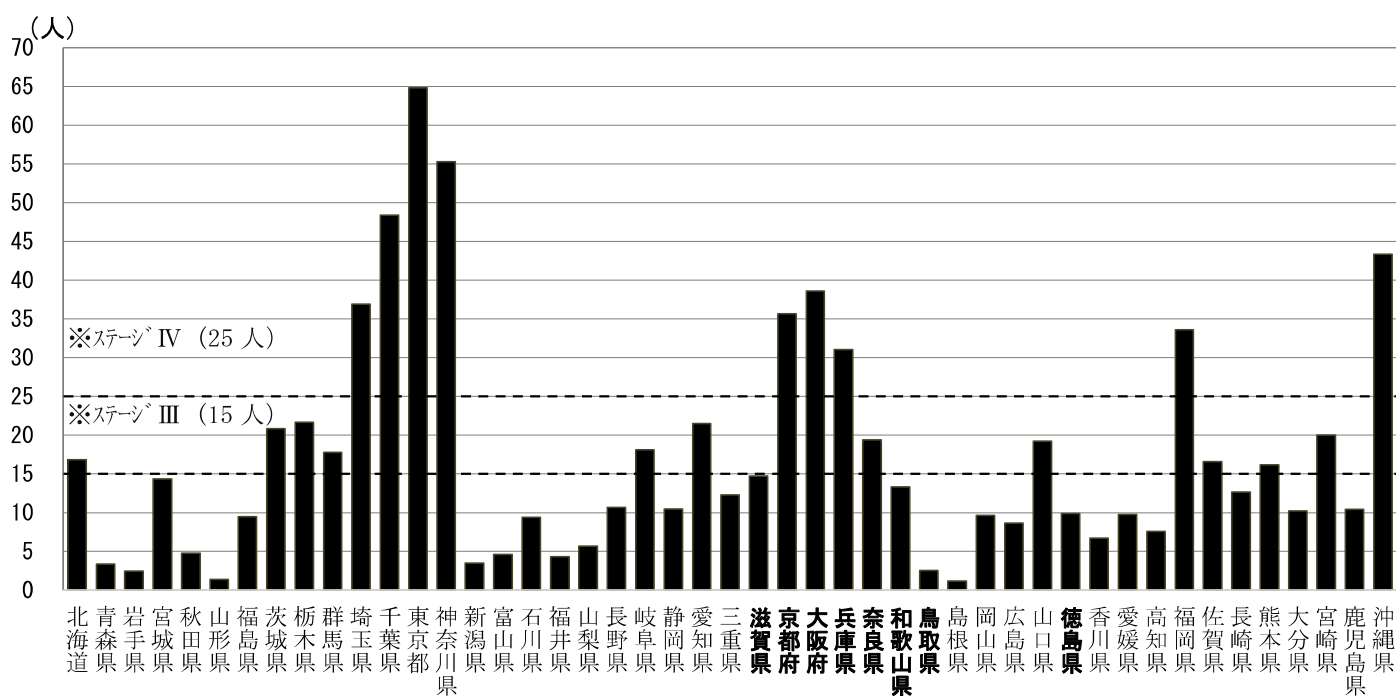


※6 緊急事態宣言（前回）の数値は、全国に宣言がなされていた令和2年4月16日～5月14日の間の平均値

（データ提供）株式会社 Agoop

(参考) 人口 10 万人に対する直近 1 週間の感染者数 (1/17~1/23)

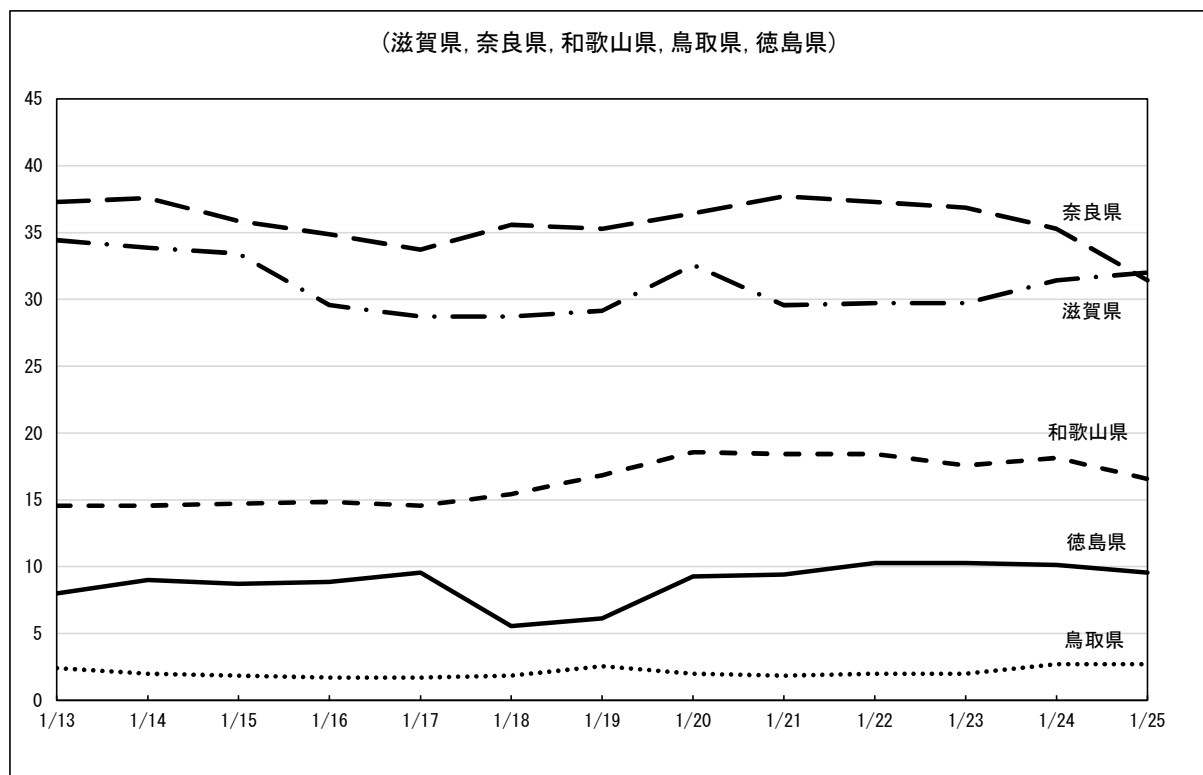
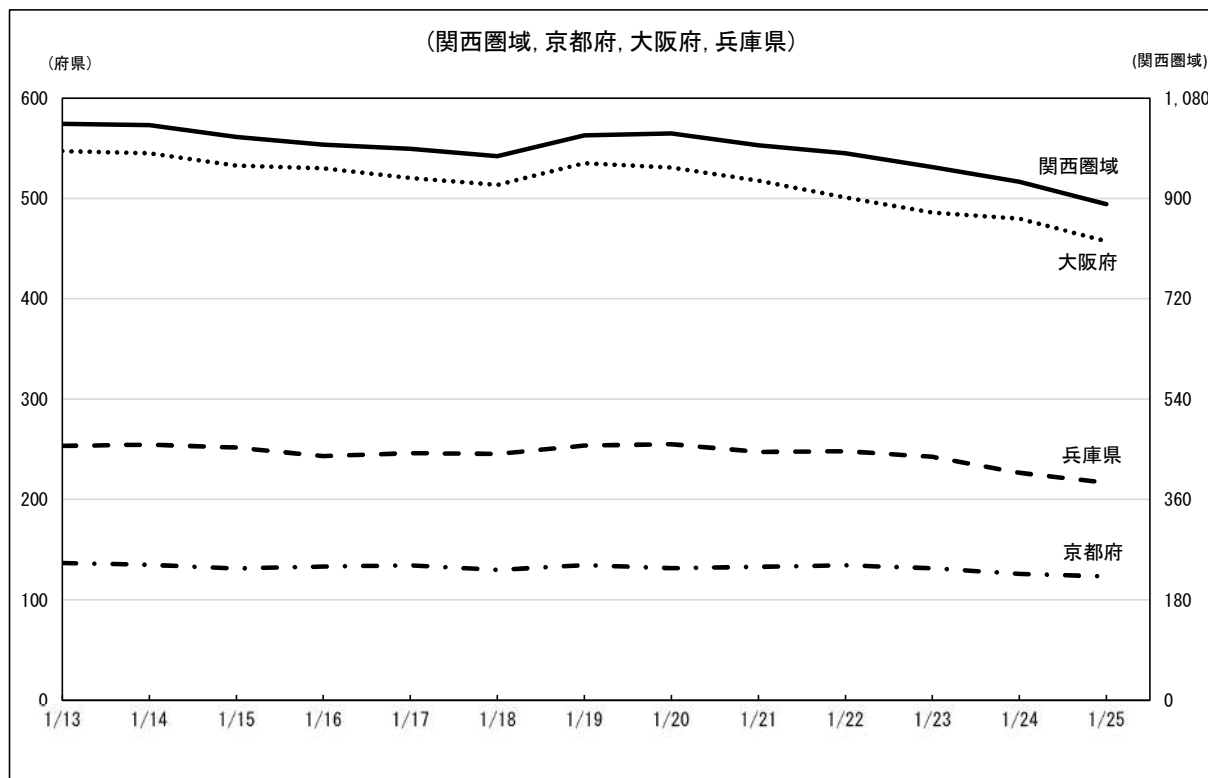
1 月 24 日 0:00 時点



※政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 ステージ判断基準

(NHK 報道資料より集計)

関西3府県への緊急事態宣言後の新規感染者数の推移（1週間移動平均）



(構成府県の公表資料より集計)

関西 3 府県への緊急事態宣言後の新規感染者数の推移

単日の新規感染者数

(単位：人)

区分	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25
滋賀県	18 (1.11)	49 (0.95)	37 (0.88)	30 (0.69)	19 (0.70)	24 (0.74)	27 (0.75)	42 (0.95)	28 (0.87)	38 (0.89)	30 (1.00)	31 (1.09)	28 (1.11)
京都府	145 (1.41)	131 (1.32)	120 (1.21)	140 (1.16)	154 (1.09)	110 (0.98)	143 (1.01)	123 (0.96)	140 (0.98)	130 (1.02)	121 (0.99)	115 (0.94)	91 (0.95)
大阪府	536 (1.65)	592 (1.46)	568 (1.24)	629 (1.09)	464 (0.99)	431 (0.93)	525 (0.97)	506 (0.97)	501 (0.95)	450 (0.94)	525 (0.92)	421 (0.92)	273 (0.88)
兵庫県	285 (3.11)	292 (2.86)	277 (2.26)	265 (2.07)	289 (2.31)	149 (0.66)	218 (0.83)	296 (1.16)	237 (1.05)	283 (1.18)	225 (1.16)	178 (1.06)	80 (1.72)
奈良県	31 (1.20)	29 (1.28)	43 (1.12)	38 (1.04)	38 (0.95)	44 (0.97)	24 (0.97)	39 (0.98)	38 (1.00)	40 (1.04)	35 (1.06)	27 (1.05)	17 (0.88)
和歌山県	12 (1.15)	21 (1.01)	17 (0.99)	16 (0.96)	13 (0.92)	20 (0.93)	19 (1.09)	24 (1.27)	20 (1.26)	17 (1.25)	10 (1.18)	17 (1.25)	9 (1.07)
鳥取県	4 (0.49)	3 (0.35)	2 (0.30)	2 (0.29)	0 (0.32)	1 (0.36)	6 (0.64)	0 (0.82)	2 (0.93)	3 (1.08)	2 (1.17)	5 (1.58)	1 (1.46)
徳島県	4 (3.11)	12 (2.86)	3 (2.26)	4 (2.07)	6 (2.31)	7 (0.66)	7 (0.83)	26 (1.16)	13 (1.05)	9 (1.18)	4 (1.16)	5 (1.06)	3 (1.72)
関西計	1,035	1,129	1,067	1,124	983	786	969	1,056	979	970	952	799	502

(構成府県の公表資料より集計)

1 週間移動平均の推移

区分	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25
滋賀県	34.4 (1.11)	33.9 (0.95)	33.4 (0.88)	29.6 (0.69)	28.7 (0.70)	28.7 (0.74)	29.1 (0.75)	32.6 (0.95)	29.6 (0.87)	29.7 (0.89)	29.7 (1.00)	31.4 (1.09)	32.0 (1.11)
京都府	136.7 (1.41)	135.0 (1.32)	131.1 (1.21)	133.1 (1.16)	134.3 (1.09)	129.7 (0.98)	134.7 (1.01)	131.6 (0.96)	132.9 (0.98)	134.3 (1.02)	131.6 (0.99)	126.0 (0.94)	123.3 (0.95)
大阪府	547.1 (1.65)	545.0 (1.46)	532.7 (1.24)	530.1 (1.09)	520.4 (0.99)	513.4 (0.93)	535.0 (0.97)	530.7 (0.97)	517.7 (0.95)	500.9 (0.94)	486.0 (0.92)	479.9 (0.92)	457.3 (0.89)
兵庫県	253.4 (1.60)	254.6 (1.48)	251.7 (1.29)	243.3 (1.07)	246.1 (0.98)	245.4 (0.96)	253.6 (1.02)	255.1 (1.01)	247.3 (0.97)	248.1 (0.99)	242.4 (1.00)	226.6 (0.92)	216.7 (0.88)
奈良県	37.3 (1.20)	37.6 (1.28)	35.9 (1.12)	34.9 (1.04)	33.7 (0.95)	35.6 (0.97)	35.3 (0.97)	36.4 (0.98)	37.7 (1.00)	37.3 (1.04)	36.9 (1.06)	35.3 (1.05)	31.4 (0.88)
和歌山県	14.6 (1.15)	14.6 (1.01)	14.7 (0.99)	14.9 (0.96)	14.6 (0.92)	15.4 (0.93)	16.9 (1.09)	18.6 (1.27)	18.4 (1.26)	18.4 (1.25)	17.6 (1.18)	18.1 (1.25)	16.6 (1.07)
鳥取県	2.4 (0.49)	2.0 (0.35)	1.9 (0.30)	1.7 (0.29)	1.7 (0.32)	1.9 (0.36)	2.6 (0.64)	2.0 (0.82)	1.9 (0.93)	2.0 (1.08)	2.0 (1.17)	2.7 (1.58)	2.7 (1.46)
徳島県	8.0 (3.11)	9.0 (2.86)	8.7 (2.26)	8.9 (2.07)	9.6 (2.31)	5.6 (0.66)	6.1 (0.83)	9.3 (1.16)	9.4 (1.05)	10.3 (1.18)	10.3 (1.16)	10.1 (1.06)	9.6 (1.72)
関西圏域	1,034.0 (1.54)	1,031.6 (1.40)	1,010.1 (1.22)	996.4 (1.07)	989.1 (0.99)	975.7 (0.93)	1,013.3 (0.98)	1,016.3 (0.98)	994.9 (0.96)	981.0 (0.97)	956.4 (0.96)	930.1 (0.94)	889.6 (0.91)

上段：その日までの新規感染者の 1 週間移動平均 (人)

下段：1 週間移動平均の前週比 (倍)

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他
京 都 府			- 事前相談 - 全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること ＜職場への出勤等＞ - 事業者等に対しテレワークの徹底等を要請（特措法第24条第9項） 「出勤者数の7割削減」をめざす。 - このため、テレワークをより推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること - 業態により困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避すること - 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること	
大 阪 府	大阪モデル ＜基本的考え方＞ ○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。 ○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する ＜モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方＞ ○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」「非常事態（赤色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。 ○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。 ＜現状＞12月4日よりレッドステージ（非常事態）へ移行。 （重症病床使用率が上昇傾向にあり、「府民に対する非常事態の基準」に達する見込みであることから、12月3日第31回対策本部会議において決定。12月8日に基準である70%に到達。） 1月13日緊急事態宣言 発出 ＜基準＞	＜府民へのよびかけ＞ レッドステージ2（非常事態）の対応方針に基づく要請【緊急事態措置】 〔区域〕大阪府全域 〔期間〕1月14日～2月7日 〔実施内容〕（特措法第45条第1項に基づく） ○ 不要不急の外出行動を自粛する ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 ・特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること	＜イベントの開催（府主共催を含む）＞ 〔期間〕1月17日～2月7日 〔収容人数・収容率等〕 【人数上限】5,000人以下 【収容率】屋内：50％以下 屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m） ○ 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会及びこれに類するものは飲食に つながるため自粛 ＜施設への休業・営業時間短縮要請＞ 〔区域〕大阪府全域 〔期間〕1月14日～2月7日 〔実施内容〕特措法第24条第9項に基づく要請 ・ 営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時 〔対象施設〕 【飲食店】 ・ 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 ・ パー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ＜施設（府有施設を含む）＞ 〔実施内容〕協力依頼 ・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・ 開催するイベントは人数上限5,000人かつ収容率50％以下とすること 〔対象施設〕 運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、遊興施設、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	＜要請を踏まえ各団体等に特にお願いしたいこと＞ ＜経済界へのお願い＞ ○ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底する ○ 20時以降の不要不急の事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（特措法第24条第9項に基づく） ○ 「出勤者数の7割削減」をめざすことを含め、テレワークをより推進する 出勤が必要となる職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組みを推進する（特措法第24条第9項に基づく） ○ 新年の挨拶回り、新年会、賀詞交歓会及びこれに類するものは飲食に つながるため自粛する ＜大学等へのお願い＞ （特措法第24条第9項に基づく） ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保する ○ 部活動、課外活動、学生会などについて、学生止策、懇親会や飲み会などにおける感染防止等に注意喚起を徹底する 部活動における感染リスクの高い活動は自粛する

【参考指標】

- ・ 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均
- ・ 新規陽性者における感染経路不明者の割合

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																												
兵庫県	・緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての方向性基準を設定 ・発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断 ＜現状＞11月24日より、感染拡大特別期へ移行 1月13日緊急事態宣言 発出 〔区域〕兵庫県全域 〔期間〕1月14日～2月7日 〔措置等の内容〕右に四角囲みで記載 ＜基準＞ <table><tr><th>区分</th><th>感染小康期</th><th>感染警戒期</th><th>感染増加期</th><th>感染拡大期1</th><th>感染拡大期2</th><th>感染拡大特別期</th></tr><tr><td>対応の方向性</td><td>予防</td><td>警戒</td><td>制限強化</td><td>制限強化</td><td>制限強化</td><td>制限強化</td></tr><tr><td>新規陽性者 (1週間平均)</td><td>10人未満</td><td>10人以上 (警戒基準)</td><td>20人以上</td><td>30人以上</td><td>40人以上</td><td>総合的に判断</td></tr><tr><td>判断基準</td><td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td><td>1.25人未満</td><td>1.25人以上</td><td>3.75人以上</td><td>5人以上</td><td></td></tr></table>	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期	対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化	新規陽性者 (1週間平均)	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断	判断基準	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	3.75人以上	5人以上		＜不要不急の外出自粛等＞ ○不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛 ○特に首都圏（1都3県）など感染拡大地域への往来は自粛 ○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛 ○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされてない県内外の感染リスクの高い施設の利用を自粛 ○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされてない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意 ○リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意 ○大声での会話、回し飲みを避ける ○飲食店を利用する場合、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにする ＜5つの場面に注意＞ ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤休憩室、喫煙所、更衣室等 ＜ウィルスを家庭に持ち込まない＞ ○毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師に相談 ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進、マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」の回避等、特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底 ○冬期を迎え暖房をしようする場合でも換気や適度な保湿を行う ○新型コロナウィルス接触確認アプリ「COCOA」を登録 ○店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用	＜飲食店等に対する営業時間短縮の要請等＞ ○飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗に対し、営業時間を5時から20時まで（酒類提供は11時から19時まで）とし、業種別ガイドラインに基づき感染防止策を徹底するよう要請 ○運動施設、遊技場、劇場、物販売業を営む店舗（生活必需物資を除く）等に対し、営業時間を5時から20時まで（酒類提供は11時から19時まで）とし、人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保するよう働きかけ ※営業にあたっては、感染防止対策宣言ポスターを掲示 ＜見回り活動＞ ○飲食店等への営業時間短縮等の徹底を図るため、市町、警察、消防等と連携し、見回り活動を実施 ＜イベントの開催制限等＞ 【開催の目安】 ○屋内：5,000人以下、かつ収容率50%以下 ○屋外：5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保（できるだけ2m） ○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期 ○地域で行われる集い等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない ○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策を実施 ○参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談 ※但し、1/14時点でチケット販売済分は適用外 ＜出勤抑制＞ ○「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、TV会議等の推進 ＜事業者への感染防止対策等の要請＞ ○従業員に対し、職場や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底 ○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策を周知徹底 ○飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診 ○GoToEat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、GoToEat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請 ○業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底し、「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示 ○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどで掲示 ○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請	＜医療機関・社会福祉施設関係者への要請＞ ○医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請 ○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請 ○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業実施を要請 ○職員及び関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請 ○院内・施設にウィルスを持ち込まないため、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、面会者、委託事業者等に対しても注意を促す ○院内・施設内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力 ○面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請 ○原則、外泊、外出の自粛を要請 ＜事業者・関係団体への要請＞ ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進 ○関係団体を通じて企業等に対する接触機会低減等の取組 ○「三つの密」回避の促進、職場内の換気励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除 【感染拡大防止徹底要請】 令和3年1月13日発出
区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期																										
対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化																										
新規陽性者 (1週間平均)	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断																										
判断基準	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	3.75人以上	5人以上																											

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他の									
奈良県	(1)感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断 ＜現状＞5月13日フェーズ2へ移行 ＜基準＞ <table><tr><td>フェーズ 1</td><td>感染者発生状況 県内及び近隣地域の新規感染者が増加し、強い行動自粛の要請が必要となる状況</td><td>行動自粛 一般的な外出自粛要請</td></tr><tr><td>フェーズ 2</td><td>県内及び近隣地域の新規感染者が低水準で低下傾向</td><td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td></tr><tr><td>フェーズ 3</td><td>県内及び近隣地域の感染者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない</td><td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td></tr></table> (2) 3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う 【判断項目 1 新規感染者判明者の水準】 ①県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか 基準数値：人口 10 万人当たり新規感染者数 フェーズ 2：直近 1 週間で 0.5 人未満 フェーズ 3：直近 2 週間で 0.1 人未満 ②新規感染者判明の段階での感染経路が明確か 基準数値：直近 1 週間における新規感染者判明者に占める感染経路不明者の割合 1/2 未満 【判断項目 2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性】 ③感染者判明者は全て病院や施設で治療・療養ができているか 基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか ④感染者判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか 基準数値：占有率 50%未満 【判断項目 3 感染拡大防止体制の充実】 ⑤感染者判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか 感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか ⑥新規感染判定の体制（現在は PCR 検査）が整っているか ⑦感染拡大防止の措置の実効性が十分か 行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか	フェーズ 1	感染者発生状況 県内及び近隣地域の新規感染者が増加し、強い行動自粛の要請が必要となる状況	行動自粛 一般的な外出自粛要請	フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	＜県民のみなさまへのお願い＞ ○緊急事態宣言の発出を受けて ・緊急事態宣言が発出されている地域への不要不急の往来を控えましょう。 ・感染拡大地域でのリスクが高い場所への出入りを控えましょう。 ・家庭内でも「うつらない・うつさない」ように十分に用心しましょう。 ○医療関係者や感染された方、その家族などに対する中傷や差別は、絶対にやめましょう。 ○感染拡大を防ぎ、あなたと、身近な人の命を守るため、うつらない・うつさない習慣を徹底しましょう。 感染予防のための「3つの徹底」 ・手洗い、手指消毒の徹底 ・人との間隔は 2 m（最低 1 m）空ける、マスク着用、換気 ・症状がある場合の外出自粛の徹底 ○接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。	＜イベントの開催＞ ○開催制限の概要（～2月末まで） 【収容率要件】 ①大声での歓声・声援等が想定されない→100%以内（席がない場合は適切な間隔） ②大声での歓声・声援等が想定されるもの→50%以内（席がない場合は十分な間隔） 【人数上限】 ①収容人数 10,000 人超→収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下→5,000 人 ※感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていること 等が緩和の条件で、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。 ※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要がある） ※異なるグループ間では座席を 1 席空け、同一グループ（5 人以内）に限る）内では座席間隔を設ける 収容率は 50% を越える場合がある。 ※その他詳細は、令和 2 年 9 月 11 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする。 ○全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）は、参加者が 1,000 人を超えるようなイベント開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。 ＜施設の利用＞ ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする。 ・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする。 ・施設利用の際には、熱中等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。 ・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。 ・感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	＜医療機関や福祉施設へのお願い＞ ○医療機関や福祉施設の職員は、ウイルスを持ち込むことがないよう当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控える ○病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意を訪問介護や通所サービスの職員やケアマネジャーも含め、自身の感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を ○感染拡大防止には早期発見が重要であることから、クリニックで感染者を発見しても、もうシステムを構築。医療機関、特にクリニックは、軽微な症状でも、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど患者の早期発見を ＜全体への呼びかけ＞ ○厚生労働省「接触確認アプリ（COCOA）」を活用 ○人権への配慮（コロナ差別相談ダイヤル）
フェーズ 1	感染者発生状況 県内及び近隣地域の新規感染者が増加し、強い行動自粛の要請が必要となる状況	行動自粛 一般的な外出自粛要請											
フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請											
フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持											
和歌山県	県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う ＜基準＞ <table><tr><th>区分</th><th>内容</th><th>自粛要請</th></tr><tr><td>近隣府県での発生基準</td><td>○新規陽性者数 40 人以上/日 複数日出現</td><td>県外受入自粛の強化等</td></tr><tr><td>和歌山県での発生基準</td><td>①新規陽性者数 5 人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率 5%以上 ③新規感染陽性率 5%以上 ④病床使用率 50%以上</td><td>不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等</td></tr></table> ※①、②、③、④の全て ※②、③は 7 日間移動平均 ※④は紀北と紀南のいずれか	区分	内容	自粛要請	近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40 人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等	和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5 人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率 5%以上 ③新規感染陽性率 5%以上 ④病床使用率 50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等	＜県民の皆様へのお願い＞（1/21） ○緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える ※栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県 ○特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策(マスク着用、手洗いなど)を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える ○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える ○感染によって重症化しやすい高齢者は、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や感染症対策がしっかりと取られていない催しへの参加を控える ○軽微な症状であっても放置することなく、通勤通学を控えて直ちにかけりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談を。かかりつけ医等がない場合は受診相談窓口へ ○濃厚接触者が 1 回目の PCR 検査で陰性となった場合、2 週間の経過観察中に陽性になったケースもあるため、濃厚接触者は経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける	＜事業所へのお願い＞ ○従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなどの、適切な対応を ○全ての業界、事業所でのガイドラインの遵守とボスター(関西広域連合啓発ブース)掲示をする ○職場内でもマスクの着用を徹底する ○在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組をすすめる ＜イベント開催自粛の考え方＞ ○必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、2 月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする 【収容率要件】 ①大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント(フジック音楽コンサート等)100%以内 ②大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等) 50%以内 ※異なるグループ間では座席を 1 席空け、同一グループ（5 人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい 【人数上限】 ①収容人数 10,000 人超→収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下→5,000 人 ※令和 2 年 9 月 11 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11 月までの催物の開催制限等について」に準ずる	＜医療機関や福祉施設へのお願い＞ ○医療機関や福祉施設の職員は、ウイルスを持ち込むことがないよう当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控える ○病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意を訪問介護や通所サービスの職員やケアマネジャーも含め、自身の感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を ○感染拡大防止には早期発見が重要であることから、クリニックで感染者を発見しても、もうシステムを構築。医療機関、特にクリニックは、軽微な症状でも、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど患者の早期発見を ＜全体への呼びかけ＞ ○厚生労働省「接触確認アプリ（COCOA）」を活用 ○人権への配慮（コロナ差別相談ダイヤル）
区分	内容	自粛要請											
近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40 人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等											
和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5 人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率 5%以上 ③新規感染陽性率 5%以上 ④病床使用率 50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等											

府県	自粛要請・解除の判断基準			府県民への要請		事業主への要請		その他	
鳥取県	＜鳥取県版新型コロナウイルス＞ 10月13日、全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直しを行った。 ＜現状＞ 東部地区 注意報解除（12月21日付発令、1月22日付解除） 中部地区 警報発令（1月15日付） 西部地区 注意報発令（12月25日付）、米子市警報発令（1月6日付） 境港市警報発令（12月28日付）								
	＜基準＞								
	判断指標	区分	注意報	警報	特別警報				
	①新規陽性患者数	東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週						
②現時点確保病床稼働率	—	圏域ごとに稼働率15%超		圏域ごとに稼働率50%超					
発令	圏域単位で発令								
運用	発令期間	始期：①②が基準に達した日 終期：②が基準を下回った日							
解除	①の基準を下回った日の翌日								
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に關係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要があれば認められる業務や施設に限って要請	○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がりが状況と勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全市での教育活動の制限、分散登校、休業等	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣等				
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣							
要請の法的根拠等	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備等							
	協力依頼等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請等							
※クラスター発生などで、特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令（12/28県対策本部会議で決定） ※警報発令期間の終期を「①②がいずれも基準を下回った日」に修正（1/8県対策本部会議で決定）									
徳島県	「とくしまアラート」の発動基準 ＜現状＞ 9月18日「とくしまアラート」を全県域で解除 ＜基準＞								
	発動基準	区分	①感染観察	②感染拡大注意		③特定警戒			
	直近1週間の累積新規感染者数	基本方針	注意	強化	漸増	急増			
			早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る	必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する			
直近1週間の累積感染経路不明者割合	病床の逼迫具合	病床全体	—	—	最大確保病床の占有率1／5以上 現時点の確保病床数の占有率1／4以上	100人以上	170人以上	50%	
		うち重症者病状	—	—	最大確保病床の占有率1／5以上 現時点の確保病床数の占有率1／4以上	50%	50%	最大確保病床の占有率1／2以上 現時点の確保病床数の占有率1／2以上	
療養者数	—	—	—	—	100人以上	170人以上			
PCR陽性率	—	—	—	10%					
解除の判断基準	—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断							

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和3年1月28日
広域医療局

1. 診療・検査医療機関等設置状況

(1月24日現在)

府県市名	診療・検査医療機関	地域外来・検査センター
滋賀県	514	10
京都府	682	6
大阪府	1,317	61
兵庫県	1,070	8
和歌山県	335	2
鳥取県	305	3
徳島県	313	4
京都市	※京都府に含まれる	-
大阪市	(498)	-
堺市	(101)	(5)
神戸市	(297)	(1)
計	4,536	94

(参考)

奈良県	198	9
-----	-----	---

2. 検査（分析）の状況

(1月24日現在)

(件/日)

府県市名	PCR検査	抗原検査(定量・定性)	合計	備考
滋賀県	2,267	1,198	3,465	
京都府	4,500	5,400	9,900	
大阪府	9,512	12,788	22,300	
兵庫県	4,050	16,007	20,057	
和歌山県	3,318	490	3,808	
鳥取県	960	3,840	4,800	
徳島県	3,260	2,280	5,540	
京都市	※京都府に含まれる	-	-	
大阪市	(2,320)	(0)	(2,320)	民間医療機関の件数は含まない
堺市	(1,275)	(725)	(2,000)	
神戸市	(482)	0	(482)	民間医療機関の件数は含まない
計	27,867	42,003	69,870	

(参考)

奈良県	1,500	4,400	5,900	
-----	-------	-------	-------	--

※地方衛生研究所・保健所、民間検査機関、大学、医療機関等における最大限稼働した場合の検査数

3. 検査需要の見通し

(件/日) (1月24日現在)

府県市名	新型コロナウイルス感染症固有の 検査需要	インフルエンザの流行に伴う 発熱患者等の検査需要	合計
滋賀県	720	2,670	3,390
京都府	2,000	7,500	9,500
大阪府	6,300	16,000	22,300
兵庫県	2,550	8,600	11,150
和歌山県	650	2,750	3,400
鳥取県	500	2,300	2,800
徳島県	500	3,000	3,500
計	13,220	42,820	56,040

(参考)

奈良県	450	4,550	5,000
-----	-----	-------	-------

4. 検査実績(人数) [参考]

(人)

府県市名	1月10～16日	17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	23日(土)
滋賀県	4,790	237	737	509	374	166	234	140
京都府・京都市	8,872	538	468	1,592	1,242	1,069	927	828
大阪府(堺市除く)	40,606	5,556	3,907	2,475	10,005	7,324	6,907	6,895
兵庫県(神戸市含)	12,921	1,908	2,142	2,366	2,688	3,037	3,022	1,825
和歌山県	1,355	238	164	234	196	149	205	151
鳥取県	422	15	50	48	244	118	132	115
徳島県	657	29	62	91	112	425	183	301
京都市	※京都府に含まれる	—	—	—	—	—	—	—
大阪市	※大阪府に含まれる	—	—	—	—	—	—	—
堺市	2,194	426	209	124	404	247	403	487
神戸市	1,886	141	202	175	238	146	158	139
計	71,817	8,947	7,739	7,439	15,265	12,535	12,013	10,742

(参考)

奈良県	3,570	277	691	514	560	440	431	364
-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※地方衛生研究所・保健所が行うPCR検査のうち行政検査

5. 入院可能病院数等

(1月24日現在)

府県名	入院可能 病院数 (機関)	うち感染症指 定医療機関 (機関)	受入可能 病床数計 (床)	うち感染症病 床数(床)
滋賀県	19	7	287	34
京都府	33	7	330	38
大阪府	70	6	1,718	78
兵庫県	55	9	756	54
和歌山県	20	7	330	32
鳥取県	17	4	313	12
徳島県	12	4	200	20
計	226	44	3,934	268

(参考)

奈良県	14	5	370	28
-----	----	---	-----	----

6. 都道府県調整本部の設置

(1月24日現在)

府県市名	設置日	名称	体制
	構成員人数・職種		統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
		センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）33名、行政職員14名	6名
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
		患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員	1名前後/日
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）
		本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成	災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）
		新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）	災害医療コーディネーター1名
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部	
		福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長 感染症担当課職員、医療担当課職員	
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応
		センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）	4名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	24時間体制（一部オンコール）
		本部長：保健福祉部副部長（医師） 本部長（搬送調整Co.）：県医師会及び県内医療機関の医師7名	5名

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）
		班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師）、看護師1名、行政職員4名	1名

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

7. 医療機関以外の受入体制

(1月24日現在)

府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	2	271	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中
京都府	3	826	府内のホテルを確保
大阪府	9	2,416	ホテル9施設2,416室
兵庫県	7	988	県内の民間宿泊施設を確保
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	3	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	2	180	県内のホテル、リタイアインフラ活用
計	27	5,158	

(参考)

奈良県	3	250	県内のホテル等（250室）を確保
-----	---	-----	------------------

8. 受診・相談センターの設置状況

(1月24日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁専用ダイヤル ・大津市保健所 (土日祝日を含む24時間対応)
京都府	1	・専用ダイヤル(京都府・京都市共通で設置) (土日祝日を含む24時間対応)
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所 (土日祝日を含む24時間対応)
兵庫県	17	・12保健所(平日9時～17時30分)中核市4保健所 ・県庁専用ダイヤル(24時間対応)
和歌山県	9	・8保健所(支所含む) ・和歌山市保健所(平日9:00～17:45)
鳥取県	4	・鳥取県看護協会(土日祝日を含む9時～17時15分) ・2保健所、鳥取市1保健所(上記以外の時間)
徳島県	1	・専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応) (6保健所でも対応)
京都市	※	※専用ダイヤル(京都府・京都市共通で設置) (土日祝日を含む24時間対応)
大阪市	1	・1保健所(土日祝日を含む24時間対応)
堺市	1	・1保健所(土日祝日を含む24時間対応)
神戸市	1	・1保健所(土日祝日を含む24時間対応)
計	53	

(参考)

奈良県	6	・県庁(土日祝日を含む24時間対応) ・4保健所、奈良市保健所(平日8時30分～17時15分)
-----	---	--

9. 一般相談窓口の設置状況

(1月24日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁専用ダイヤル(平日・土日祝8時30分～17時15分) ・大津市保健所(平日9時～17時)
京都府	1	・専用ダイヤル(京都府・京都市共通で設置) (土日祝日を含む24時間対応)
大阪府	1	・府庁(9時～18時(土日祝日を含む))
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル(24時間対応) ・中核市4保健所
和歌山県	2	・県庁(土日祝日を含む24時間対応) ・和歌山市保健所(平日9時～17時45分)
鳥取県	1	・県庁(平日8時30分～17時15分)
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
京都市	※	※専用ダイヤル(京都府・京都市共通で設置) (土日祝日を含む24時間対応)
大阪市	25	・大阪市保健所(平日9時～17時30分) ・24区保健福祉センター(平日9時～17時30分)
堺市	1	・本庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
計	40	

(参考)

奈良県	6	・県庁(土日祝日を含む8時30分～17時15分) ・4保健所、奈良市保健所(平日8時30分～17時15分)
-----	---	--

関西・みんなで頑張ろう宣言

緊急事態宣言の早期解除に向けて

京都府、大阪府、兵庫県が緊急事態宣言の対象地域となつてから2週間が経ちました。しかし、昨年4、5月の緊急事態宣言の時と比べると、人の流れはまだまだ減っておらず、新規感染者の減少には結びついていません。何としても、この緊急事態宣言期間中に感染拡大をくい止めるため、緊急事態宣言の対象地域では、**感染拡大防止対策の徹底に取り組みましょう。**

○ 昼夜を問わず、**不要不急の外出自粛を徹底**しましょう

○ **若い方は、自分に後遺症が残ることや高齢者等への感染の原因になりうることを自覚して行動に注意**しましょう

○ 在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議などを一層推進し、**出勤を抑制**しましょう

関西みんなで頑張ろう

新型コロナウイルス感染症を抑え込むためには、緊急事態宣言が発出されている地域のみならず、**関西全体での人の流れを減少させることが必要**です。

○ **マスクの着用、手洗い、ソーシャルディスタンスの確保など、感染防止の基本を徹底**しましょう

○ **症状が出れば、通勤通学を控えて直ちに電話相談のうえ、医療機関を受診**しましょう

○ **感染拡大地域との不要不急の往来を控え**ましょう

○ **家庭内や施設内に感染を持ち込まない、拡げないよう、行動に注意**しましょう

特に、ホームパーティーなど大人数での飲食や長時間に及ぶ飲食は控えましょう

○ 病床にある人を思いやり、医療関係者等の奮闘に感謝して、

関西府県市民が**支え合って、感染拡大防止に取り組み**ましょう



関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS